明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業**一）　一

○株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・経済産業**二）　二

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は第六十三回全国植樹祭に御臨場になる件（**宮内庁**四）　二

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一八四）

○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六八）

○保健社会向上センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六九）

○チャールズタウン水産センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセントクリストファー・ネーヴィス政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七〇）

○貧困農民支援に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七一）

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**同**一七二）

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換に関する件（**同**一七三）

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件（**厚生労働**三五六）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一三〇一～一三〇八）

○保安林の指定を解除する件（**同**一三〇九～一三一三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一三一四～一三二五）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**五～七）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一二三）

〔国会事項〕

国家試験

平成二十四年建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　三

平成二十四年度通訳案内士試験公示（観光庁）　三

〔公告〕

諸事項

官庁　四

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係

裁判所　五

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他　六

〔皇室事項〕

七

〔官庁報告〕

七

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省令第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第一項第一号の規定を実施するため、株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令を次のように定める。

平成二十四年五月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令

1　株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する大規模な事業者に該当する事業者が、同項に規定する再生支援の申込みを行おうとする場合は、主務大臣に対し、同号に規定するおそれがある旨の認定を申請しなければならない。

2　前項の認定の申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　法第二十五条第一項第一号に規定する大規模な事業者に該当することを証する書類

二　法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがあることを示す書類

三　その他参考となるべき書類

3　主務大臣は、法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定をしたとき、又は当該認定をしないものとしたときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。